

信用保証料助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 4 日制定
(省略)

平成 29 年 4 月 27 日一部改

正

平成 30 年 4 月 25 日一部改

正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)の会員事業者が、沖縄県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした沖縄県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」)に規定する保証)を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)「金融機関」とは、沖縄県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」)に規定する保証)を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。

(2)「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける〇〇都道府県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)融資、または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。

(3)「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。

(4)「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業期間は、当該会計年度の1月末日まで(ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日まで)の保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円(公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)5万円、沖ト協5万円)を限度とするが、限度額に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

(1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が10万円を超えるときは10万円、全ト協5万円、沖ト協5万円)を協会に申請することができる。

(2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)および「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しなどを添付しなければならない。

(3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は当該会計年度の1月末日までとし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

(1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に沖ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2) 沖ト協は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、沖ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。

ただし、平成26年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

(附則)

この要綱は平成27年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。

ただし、平成27年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

(附則)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。